明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置を定める省令（国土交通三一）　一
〔告　示〕
○ヒトＥＳ細胞の樹立及び分配に関する指針の一部を改正する件（文部科学八六）　三
○ヒトＥＳ細胞の使用に関する指針の全部を改正する件（同八七）　六
○ヒトｉＰＳ細胞又はヒト組織幹細胞からの生殖細胞の作成を行う研究に関する指針を定める件（同八八）　六
○文化財を登録有形文化財に登録する件（同八九）　八
〔公　告〕
諸事項
官庁
建設業の許可の取消処分関係　三
裁判所
破産、免責、再生関係　一六
特殊法人等
独立行政法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、独立行政法人都市再生機構、公認会計士等の登録及び登録抹消、型式部材等製造者の認証関係　一八
地方公共団体
行旅死亡人関係　二二
会社その他
会社決算公告　二五

省　令

○国土交通省令第三十一号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第三十三号）附則第二条第二項、第三項及び第四項並びに同条第七項において準用する船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二十五条の五十一第二項、第二十五条の五十三第二項第三号及び第四号並びに第二十五条の五十九並びに海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成二十二年政令第百三十九号）附則第五条の規定に基づき、並びに海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律を実施するため、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置を定める省令を次のように定める。

平成二十二年五月二十日　国土交通大臣　前原　誠司

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置を定める省令

（揮発性物質放出防止措置手引書に関する相当検査の申請等）

第一条　海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備の検査等に関する規則（昭和五十八年運輸省令第三十九号。以下「検査規則」という。）第五条第一項、第六条第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第四項、第七条、第八条（第十六号に係る部分に限る。）並びに第十二条第二項の規定は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第二条第一項の相当検査について準用する。この場合において、検査規則第五条第一項及び第六条第一項中「海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備検査申請書」とあるのは「相当検査申請書」と、検査規則第六条第四項中「前三項」とあるのは「第一項」と、検査規則第七条中「この節」とあるのは「次条及び第十二条第二項」と、検査規則第八条第十六号中「海洋汚染防止緊急措置手引書等にあつては直ちにとるべき措置」とあるのは「揮発性有機化合物質の放出を防止するために遵守すべき事項」と、検査規則第二号様式中「海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備検査申請書」とあるのは「相当検査申請書」と、「海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備の検査等に関する規則第５条第１項」とあるのは「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置を定める省令第１条の規定により読み替えて準用する海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備の検査等に関する規則第５条第１項」と読み替えるものとする。

（揮発性物質放出防止措置手引書に関する相当技術基準）

第二条　改正法附則第二条第二項の国土交通省令で定める揮発性物質放出防止措置手引書の作成に関する基準は、次のとおりとする。

一　原油の輸送の用に供するタンカー（以下「原油タンカー」という。）の船舶職員が使用する言語により作成されていること。

二　次に掲げる事項が定められていること。

イ　原油の積込み若しくは取卸しの作業中又は原油の輸送中において原油の取扱いに関する作業を行う者が揮発性有機化合物質の放出を防止するために遵守すべき事項

ロ　貨物艙原油洗浄設備の取扱いに関する作業を行う者が揮発性有機化合物質の放出を防止するために遵守すべき事項（当該設備を設置する船舶に限る。）

ハ　イ及びロに掲げる事項の実施について責任を有する者の氏名又は職名

2　改正法附則第二条第二項の国土交通省令で定める揮発性物質放出防止措置手引書の備置き又は掲示に関する基準は、貨物として積載している原油の取扱いに関する作業を行う者が直ちに参照することができる場所に備え置き、又は掲示しておくこととする。